

令和3年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和4年3月11日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和3年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和4年3月11日（金） 午前10時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を  
発した日 令和4年3月2日
- 5 通知した議題  
第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめ  
いか）の令和4管理年度における知事管理漁獲量について（諮問）  
その他  
報告事項ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について  
報告事項イ 漁業関係法令違反に対する行政処分方針の改正について  
報告事項ウ 第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
- 6 出席者  
(委員：14名)  
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、吉村 正義、藤田 昭夫、  
南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、  
濱谷 正、宇都宮 康彦  
(県及び事務局)  
水産振興課 課長 中村 圭吾  
生産振興班 主査 内田 喜隆  
漁業調整取締班 主査 松永 善文  
主任 伊藤 憲彦  
主任 山根 知樹  
技師 藤濱 朋哉  
下関水産振興局 主査 魚津 勝  
萩・長門農林水産事務所 主査 勢登 章司  
山口県日本海海区漁業調整委員会事務局 事務局長 澁谷 賢司  
書記 永尾 洋輔
- 7 傍聴人 なし
- 8 付議事項及び審議結果  
第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめ  
いか）の令和4管理年度における知事管理漁獲量について  
→原案のとおり適当である旨答申することとした。

その他

報告事項ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について  
→水産振興課より報告を行った。

報告事項イ 漁業関係法令違反に対する行政処分方針の改正について  
→水産振興課より報告を行った。

報告事項ウ 第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について  
→事務局より報告を行った。

## 9 審議の概要

澁谷事務局長

定刻より早いですが、出席の皆さんお集まりですので、ただ今から、令和3年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数15名のうち、14名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

議事に入ります前に会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

瀨本会長

多忙な折、委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。本日は、今年度4回目の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

澁谷事務局長

ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、瀨本会長さんお願い致します。

瀨本会長

議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は近本委員、西島委員をお願いします。

それでは第1号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか）の令和4管理年度における知事管理漁獲量について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

永尾書記

お手元の資料の1ページをお開きください。令和4年2月18日付けで山口県知事から日本海海区漁業調整委員長あてに諮問がなされております。

内容につきましては水産振興課から説明いたします。

内田主査

（資料に沿って説明）軽微な文言の修正については事務局に一任いた

できればと思います。

濱本会長           ただ今説明がありました、どなたかご意見、ご質問はありますか。

森澄委員           今説明を受けた中で、ちょっと気になるのが、くろまぐろは増加しているという中で順調に計画通り行っているが、するめいかも良いように行っているということで、他にいわし類とか何とかいろいろ餌となるようなものがある。水産庁とすればどのぐらいを目標にして TAC 制度の割り当てを今のように各県に割り当てて、餌となる物と良い具合に調整できるかといったら、私はちょっと疑問に思うのが、海の広い広大な中でそれぞれの県の中でいろいろ餌となる物が沢山移動するときには沢山食べるし、食べない所もあるだろうが、その辺の調整というのはどんな風に水産庁として、まぐろに携わる人だけなら良いのだけれど、いかとか何とかで操業している地域、イワシで操業している地域もあるが、その辺を具体的にどのように日本全体を管理しようというところがちょっとよく分からない。水産庁の考え方としてどんな考え方か、わかる範囲でいいので、説明ができる範囲でお願いします。

内田主査           ご指摘のように、1種類だけ見て管理しても海は1つなのでバランスがあるということにはなるということなんですが、漁業法の中では特定水産資源、魚の種類ごとに資源管理目標、MSY をそれぞれ漁獲が最大になるような資源量にしましょうということが法に記載があり、それが基本と言うのを水産庁の立場としては崩していない。当然、今 TAC の新しい魚種、イワシで言うとカタクチイワシの検討なんかも内海側で話が進んでいます、そうした会議の中でもイワシだけを見ていていいのかという意見はありますが、基本としては特定水産資源ごとに MSY を達成するのを目標にすると。ただ議論の中ではうまくいかないのではないかと、例えば小底なんかはカレイ類が何種もあります、それも混じって獲れてしまうわけで何ガレイだけ守ればでは他のカレイはどうなるのかという議論も出てきていますが、ではどこに着地点を見出すかというのは、まさにいま議論しているところですので、県のほうとしても特定の魚の量だけ多くなっても漁業者の皆さんの経営が改善しないと意味がないことですので、そこが上手いこと漁業法に書いてある条文と実際の管理の運用をうまくつけていくというのが、漁業者の皆さんの為になるように議論に参加していきたい。カタクチイワシの議論も今後進んでいくので、漁業者の皆さんにもぜひ参加していただければと思います。

濱本会長           いいですか？

森澄委員           はい。

中島委員           1点確認いいですか？小型魚から大型魚への枠のすげ替えというのが決まっていたと思うが、小型魚が今10トンだったら1.43倍にするというのは、それは県の段階でできるのか？例えばこの方針を変えることによって、今年は小型魚をやめて大型魚にやろうというのが県の段階でできるのか。

内田主査           そちらについては、国全体での話になり、既に水産政策審議会に諮っております。その結果を受けて振替措置をした配分案となっております。また県のほうで大型から小型への振り替えはできないこととなっております。国全体で振り替えれるように決まっております。

濱本会長           よろしいですか。ご意見等がなければ、第1号議案の諮問について、原案のとおりで適当である旨答申してよろしいですか。

(異議なし)

濱本会長           全員異議なしと認めます。第1号議案は原案どおりで適当である旨答申することとします。

濱本会長           本日の議案は以上となります。  
続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「付帯決議に基づく知事管理漁獲量の変更について」を水産振興課より報告をお願いします。

内田主査           (資料に沿って説明)

濱本会長           ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

(異議なし)

濱本会長           続いて、報告事項イ「漁業関係法令違反に対する行政処分方針の改正について」を水産振興課より報告をお願いします。

山根主任           (資料に沿って説明)

濱本会長           ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

(異議なし)

濱本会長 続いて、報告事項ウ「第 40 回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について」を水産振興課より報告をお願いします。

内田主査 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

(異議なし)

濱本会長 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了します。  
慎重なご審議ありがとうございました。

(11:09 終了)